

市第27号議案

市民ギャラリーの指定管理者の指定

次のように市民ギャラリーの指定管理者を指定する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市民ギャラリー	中区山下町 2 番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社 共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 近 藤 誠 一	令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

提 案 理 由

横浜市民ギャラリーの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会

社共同事業体の構成員

- 1 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 近 藤 誠 一

- 2 南区花之木町 3 丁目 51 番地の 3

西田装美株式会社

代表取締役 若 林 省 吾
社 長

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）